**災害時における災害応急対策業務に関する協定書**

別冊

**（国営武蔵丘陵森林公園・電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、機械設備工事）**

国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長　望月　一彦(以下「甲」という。)と、○○○○（株）代表取締役　○○○○（以下「乙」という。）とは、災害時における国営昭和記念公園事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　　本協定は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所（以下「当事務所」という。）が管理又は工事中の施設等（以下「所管施設」という。）に関して、地震・大雨・大雪等の自然現象及び予測できない災害等の発生、又は発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、甲、乙がその確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

追加

（協力要請）

第２条　　甲は、所管施設に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、業務の協力を要請することができるものとする。

２．乙は、甲から協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

（業務の実施範囲）

第３条　　業務の実施範囲は、国営武蔵丘陵森林公園（別紙－1）とする。

２．甲が特に必要として上記で規定する以外の範囲に出動を要請するときは、乙に協議するものとする。

（業務内容）

第４条　　協定が適用される区分は、電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事又は機械設備工事に関する応急復旧等とする。

２．甲が乙に対し要請を行う業務の内容は、以下のとおりである。

①緊急点検

所管施設に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。なお、業務の実施範囲の主な設備は、以下の通りである。

・主な設備

電気機械設備、自動電話交換設備、超短波無線電話設備、放送設備、CCTV設備、ネットワーク設備その他甲の指示する設備　等

②緊急措置

公園利用者等の安全確保を図るため、所管施設に関係する危険箇所にバリケードやロープ等の設置及び注意喚起の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

③応急措置

被災した所管施設の機能回復に必要な応急復旧作業を実施する。

④防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

 (建設資機材等の報告、提出）

第５条　　乙は、あらかじめ業務の実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械ならびに使用可能な資材、労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により甲へ報告するものとする。

２．前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、または甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ書面により報告するものとする。

３．甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第６条　　甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（業務の出動要請）

第７条　　甲は乙に対し、第２条に基づき業務の出動要請をする場合は、以下のとおりとする。

①甲は乙に対し、第２条に基づき業務の出動要請する場合は、別途指定する書面より行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない状況において電話等にて要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面の提示が可能となった時点で遅滞なく乙へこれを提示するものとする。

②乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

③乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保状況、建設資機材等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

（契約の締結）

第８条　　甲は、第７条に基づき、乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

ただし、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容の場合を除く。

なお、乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

（甲、乙相互の連絡窓口）

第９条　　乙は、甲との連絡窓口（社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めておくこと。

２．甲、乙の連絡窓口（氏名、役職、連絡先（平日、休日の電話、メール等））は、甲、乙間で共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

（業務の指示）

第10条　 業務の直接の指示は、当事務所国営武蔵丘陵森林公園出張所長及び当事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の実施報告）

第11条　 乙は、第7条に基づく出動要請を受諾した場合、直ちに出動し業務を実施するものとする。

２．乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を職員等に書面により報告するものとする。

（業務の完了）

第12条　 乙は業務が完了したときは、直ちに職員等へ書面により報告するものとする。

（費用の請求）

第13条　 乙は業務完了後、当該業務に要した費用を第８条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第14条　 甲は第８条により締結した契約に基づき請求を受けたときは、内容を精査し第８条に基づき費用を支払うものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第15条　 業務の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

２．甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

（有効期限）

第16条　この協定の有効期限は、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（法定外労働災害補償制度への加入）

第17条　 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請けを問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式、または直前１年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

（協定の解約）

第18条　甲もしくは乙において、協定を継続できない事情等が発生したときは、甲乙協議のうえ協定締結を解約することができる。

２．乙において取引停止の事実や不当たりの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告を持って本協定を解約することができる。

（その他）

第19条　 この協定に定めない事項、または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

２．第４条④に基づく防災訓練は、総合評価落札方式等の地域への貢献度でいう災害活動実績には認めないものとする。

この協定の証として本書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　国土交通省　関東地方整備局

国営昭和記念公園事務所長

望　月　一　彦

乙　　○○○○（所在地）

○○○○○　（株）

代表取締役　　○○　○○